

奈良県訓令第八号

各部課室
各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第十四号中「及び」を「」に改め、「所長」の下に「及び同項第十一号に規定する所長」を加え、同条第二十号中「及び」を「」に改め、「所長補佐」の下に「及び同項第十一号に規定する部長」を加える。

別表第三中「民俗博物館 橿原文化会館」を「橿原文化会館 民俗博物館」に、「新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に、「上北・下北復旧復興課」を「工務第二課」に、「上北・下北復旧復興課長」を「工務第二課長」に、「十津川復旧復興課」を「工務第二課」に、「十津川復旧復興課長」及び「十津川復旧復興課長、五條土木事務所の五條南・野迫川復旧復興課に係るものうち軽易なものについては五條南・野迫川復旧復興課長」を「工務第二課長」に、

万葉文化館 文化会館 美術館 馬見丘陵公園館	副館長
---------------------------	-----

を

文化会館 万葉文化館 美術館 図書情報館 馬見丘陵公園館	副館長
橿原考古学研究所	副所長

に改め、同表奈良県立大学の項及び東京事務所の項を削り、同表中「保健研究センター」を「東京事務所 保健研究センター」に、「研究企画・技術支援部長」を「研究企画推進部長」に、「担い手養成課長」を「副校長」に改め、同表産業振興総合センターの

項を削る。